

○五戸町文化賞表彰規則

(目的)

第1条 この規則は、町の芸術文化の分野において優れた創作活動を行っている個人又は団体に対し表彰することを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 文化功労賞
- (2) 文化賞
- (3) 文化奨励賞

(表彰の基準)

第3条 表彰の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 文化功労賞
 - ア 多年にわたり芸術文化の普及、振興に功労のあった者
 - イ 多年にわたり芸術文化の人材育成及び芸術文化団体の育成指導に寄与し、その功績が顕著な者
- (2) 文化賞
 - 高校生以上で、県大会以上の大会等で優れた評価を受けた者
- (3) 文化奨励賞
 - 小・中学生で、県大会以上の大会等で優れた評価を受けた者
- (4) その他前各号に掲げたものと同等の功績があったと認められる者

(表彰を行う者)

第4条 表彰は、五戸町教育委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。ただし、文化功労賞については、1回限りとする。

2 故人に対する表彰は、表彰状及び記念品を遺族に授与して行う。

(表彰の時機)

第6条 表彰は、教育委員会が必要と認めるときに行う。

(推薦の方法)

第7条 学校長、文化協会長又は文化団体等は、第2条各号のいずれかに該当し、表彰することが適当と認められるときは、文化功労賞表彰推薦書（様式第1号）又は文化賞等表彰推薦書（様式第2号）を委員会に提出して行うものとする。

(表彰の決定)

第8条 委員会は、前条の推薦を受けたときは、これを審査し、表彰者を決定する。

(補則)

第9条 この規則の施行に関し、必要な事項については、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。